

バリアフリー法施行状況検討会の検討結果 用語解説（案）

I. はじめに

- ・ノーマライゼーション（p 4）
- ・「共生社会」（p 4）
- ・基本構想（p 4）
- ・心のバリアフリー（p 4）
- ・スパイラルアップ（p 4）
- ・施設設置管理者（p 4）

II. バリアフリー法に基づく取組みの状況と課題

- ・「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成 6 年法律第 44 号）（旧ハートビル法）（p 7）
- ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 68 号）（旧交通バリアフリー法）（p 7）
- ・ユニバーサルデザイン（p 7）
- ・「ユニバーサルデザイン大綱」（p 7）
- ・重点整備地区（p 8）
- ・路外駐車場（p 8）
- ・公共交通移動等円滑化基準（p 8）
- ・道路移動等円滑化基準（p 8）
- ・路外駐車場移動等円滑化基準（p 9）
- ・都市公園移動等円滑化基準（p 9）
- ・建築物移動等円滑化基準（p 9）
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）（p 9）
- ・特定道路（p 9）
- ・特定路外駐車場（p 9）
- ・特定公園施設（p 9）
- ・特別特定建築物（p 9）
- ・特定建築物（p 9）
- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（p 9）

- ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 23 年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号）（p 10）
- ・生活関連施設（p 10）
- ・生活関連経路（p 10）
- ・ノンステップバス（p 13）
- ・認定特定建築物制度（p 15）
- ・ホームドア（p 16）
- ・内方線付き J I S 規格対応の点状ブロック（p 16）
- ・バリアフリー教育訓練研修（BEST 研修）（p 16）
- ・特定事業（p 17）
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成 19 年法律第 59 号）（p 18）
- ・ハンドル型電動車いす（p 22）
- ・サービス介助士（p 23）
- ・住民提案制度（p 24）
- ・バリアフリープロモーター（p 24）

Ⅲ. 今後の取組みの方向性

- ・社会資本整備重点計画（p 27）
- ・交通基本法（p 28）
- ・交通基本計画（p 28）
- ・STS（スペシャル・トランスポート・サービス）（p 28）
- ・「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条に規定する基本計画（p 28）
- ・モビリティ（p 28）
- ・可動式ホーム柵（p 29）
- ・J I S（p 29）
- ・I S O（p 29）
- ・パーソントリップ調査（p 31）
- ・福祉のまちづくり条例（p 31）
- ・P D C A サイクル（p 32）
- ・地方バリアフリー連絡協議会（p 32）
- ・「マイスター制度」（p 34）